

# 一般社団法人 Shake Hands 定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 当法人は、一般社団法人 Shake Hands と称する。

(事務所)

**第2条** 当法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 当法人は、社会福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業
- (2) 児童福祉法に基づく事業
- (3) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

**第5条** 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

## 第3章 社員

(入社)

**第6条** 当法人の目的に賛同した、個人又は団体を社員とする。

2 社員になるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

**第7条** 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退社)

**第8条** 社員は、いつでも退社することができる。但し、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

**第9条** 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## **第4章 社員総会**

(開催)

**第11条** 定時社員総会は、**毎事業年度の終了後3か月以内に開催し**、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第12条** 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

**第13条** 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

**第14条** 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

**第15条** 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

**第16条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに、記名押印する。

## **第5章 役員**

(役員の設定)

**第17条** 当法人に、理事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第18条** 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第19条** 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表しその業務を執行し、業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

**第20条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第21条** 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## **第6章 資産及び会計**

(事業年度)

**第22条** 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

**第23条** 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

## **第7章 定款の変更及び解散**

(定款の変更)

**第24条** この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第25条** 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第26条** 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第8章 附則**

(設立時の社員)

**第27条** 当法人の設立時社員の氏名及び住所

は、以下のとおりとする。

氏名	住所
萩原 義文	岡山県岡山市北区大元駅前9番15号609
竹田 直道	和歌山県和歌山市三沢町4丁目1番地三沢第7団地706号

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人 **Shake Hands** 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 28年 12月 26日

設立時社員 萩原 義文 ⑩

設立時社員 竹田 直道 ⑩